

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成三十年七月十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

第二号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
平成三十年七月 五日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字七本木二千五百一 番二、二千四百七十七番五、二千四百九十九番四、 二千五百番七、二千五百番一地先道路、二千四 百九十九番三地先道路	指定に係る道路の位置
三十四・七九	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇四・二五	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)